十六、村井眼鏡工業株式会社に対する件

昭和四十四年（排）第六十七号

福井県福井市中央一丁目二十番二十五号
村井眼鏡工業株式会社
右代表者　代表取締役　村　井　勇　松

当委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主　文

一、村井眼鏡工業株式会社は、昭和四十四年三月一日から同年九月十日までを期間とし、「アイガーラインでサニーを当てよう」と称して行なつた懸賞による景品類の提供が、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和三十七年公正取引委員会告示第五号）第一項および第三項の規定に違反したものである旨および今後、このような違反行為を再び行なわない旨をすみやかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二、同社は、今後、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」第一項および第三項の規定に違反する行為を再び行なってはならない。

三、同社は、今後一年間、懸賞による景品類の提供を行なうときは、あらかじめ、その旨を当委員会に届け出なければならない。

四、同社は、第一項の規定に基づいて公示を行なつたときは遅滞なく、文書をもつて当委員会に報告しなければならない。

事　実

村井眼鏡工業株式会社は、肩書地に主たる事務所を置き、眼鏡枠およびサングラスの製造業ならびにレンズおよび光学製品の卸売業を営む事業者である。

同社は、一般消費者を対象に、「アイガーラインでサニーを当てよう」と称して、昭和四十四年三月一日から同年九月十日までの期間に、「アイガーライン」と称するサングラス（最低小売価格千円）に貼付してあるシールを官製はがきに貼付して同社に送付してきた者に対し、抽せんにより、特賞日産サニー乗用車（四十九万円相当）一本、一等一万円十本、二等五千円三十本、三等千円三百本、四等サングラス（千円相当）千本（景品類の価額の総額約二百四万円）を提供することを企画し、この旨を表示したポスターを各販売店店頭に掲示してこの企画を実施した。

しかるに、当該懸賞に係る最低の取引の価額は、千円であつて、懸賞により提供することができる景品類の価額の最高額は、一万円である。よつて、前記景品類中、特賞の景品類の価額は、この制限をこえるものである。

また、当該懸賞に係る取引の予定総額は、六千万円であつて、懸賞により提供することができる景品類の価額の総額は、百二十万円である。よつて、前記景品類の価額の総額約二百四万円は、この制限をこえるものである。

法　令　の　適　用

前記事実によれば、村井眼鏡工業株式会社の行為は、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の

提供に関する事項の制限」第一項および第三項の規定に違反する。

昭和四十四年十二月二十三日

公正取引委員会

委員長　谷村裕

委員　菊池淳一

委員　梅田孝久

委員　亀岡康夫

委員　有賀美智子